

鎌倉市告示第 176 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定に基づき、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定に基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和 7 年（2025 年）11 月 11 日

鎌倉市長 松尾 崇



- 1 都市計画の種類及び名称
鎌倉都市計画用途地域
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
鎌倉市二階堂字会下及び笹目町地内
- 3 縦覧場所
鎌倉市役所まちづくり計画部都市計画課（本庁舎 3 階）